

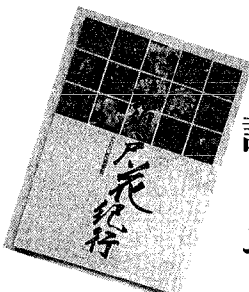


小須戸町長
嚮田 奈賀雄

任期満了 退任のご挨拶

このたび任期満了により二月十一日をもって小須戸町長の職を退任いたしました。謝申し上げます。
願います。昭和四十七年四月、町助役に就任、昭和五十八年二月町長に当選、二期八年にわたり、公平と清潔を信条に「町は一つ」と云う考で、微力ではありましたが、町勢発展のため渾身の努力を重ね、勤めさせて頂きました。この間皆様方の暖かいご支援

町勢要覧 必要の方に 譲ります



先に配布した町勢要覧はご覧になりましたか。その外に必要な方がおりましたら、お譲りいたします。
一部千円です。
問い合わせは、
総務課企画財政係まで
(☎三三二二線番)

心あたまるご協力 ありがとうございました。



昨年の10月1日から12月31日まで全国一斉に行われました赤い羽根共同募金と、歳末たすけあい募金につきましては、多数の皆様から温かいご協力をいただき、誠にありがとうございました。

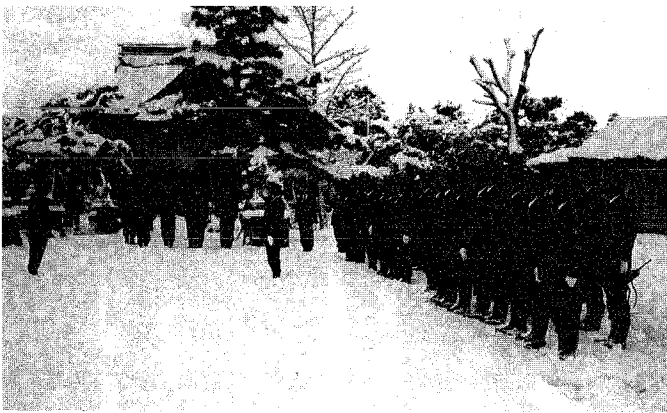
皆様からお寄せいただきました浄財は、総額 2,627,266円となりました。

このうち、新潟県と小須戸町社会福祉協議会にそれぞれ配分され、恵まれない方々のために役立てられます。これらの募金活動には、囑託員の方々をはじめ、仏教会、老人クラブ、社会福祉協議会、学校での児童会、生徒会など多くの方々からご協力をいただきました。厚く御礼申し上げます。

募金内訳

戸別募金	1,361,386円
法人募金	716,000円
学校募金	50,980円
歳末たすけあい募金	498,900円

消防 出初め式



毎年恒例の消防の出初め式が一月六日に行われました。
関係者が約五十名集まり、白雪で覆われた諏訪神社で、無事故・無火災の祈願と車両のおはらいを行いました。そのあと、町中をパレードし、火の用心を呼びかけました。
小須戸町の昨年の火災は二件でした。まだまだ寒い日が続きます。コタツやストーブ等の火の元に十分気をつけましょう。

ボケ展示会 のご案内

早春の花「ボケ」春先にチヨソト暖かい所に置けば、数日てつばみかふくらんでくることから、放春花とも呼ばれています。第十四回目を迎えるボケ展示会も、年々盛大に行われてきました。会場には、銘花、銘木の部にそれぞれ審査され展示されており、同時に数千本のボケが即売されます。

記

- 一、期間 平成三年三月一日から三日 (三日間)
- 一、会場 第二町民体育館
- 主催 日本ボケ協会
- 問い合わせ 町産業課

所得税と住民税の申告は 一月十六日からです

平成二年分所得税の確定申告及び住民税の申告は二月十六日から受付けが始まり、三月十五日までが申告期限です。期間間近になりますと混雑し、長時間お待ちいただくことになり、できるだけ早めに申告を済ませてください。尚、日程を指定された方は、その日にお越しください。

〔所得税〕

◎確定申告をしなければならぬ人

- 一、事業をしている人。不動産収入のある人。土地や建物を売った人などで、平成二年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人。
- 二、サラリーマンで、給与の年収が一千万円を超える人。
- 三、給与所得以外の所得金額が二〇万円を超える人。
- 二カ所以上から給与(年金受給者含む)を受けている人。

◎確定申告をすれば税金が還付される人

- 一、確定申告をしないでよいサラリーマンでも、雑損控除(下ろし費用含む)や、医療費控除、住宅取得控除などが受けら

〔住民税〕

二、平成二年の途中で会社を退職した後、就職しなかった人。年末調整を受けなかった人。

次に住民税の申告は、平成二年一月一日から十二月三十一日までの間に①所得(年金受給者含む)のあった人、②国保加入者、③扶養家族として証明書が必要な人、④生命保険や医療費控除を受けようとする人は「平成二年分町・県民税申告のしかた」をよく読んでご自身で計算し、正しい申告をしてください。

◎申告に必要な書類等
確定申告や住民税の申告には、印鑑、源泉徴収票、各種領収書、

なお、住民税の申告書及び申告のしかたは、後日送付いたします。

証明書などご持参のうえ申告してください。

各申告書は、町・県民税や国民健康保険税等を計算する基礎資料となるばかりでなく、各種証明事務の資料にもなりますから、該当項目に正しく記入し期限までに申告してください。

所得税の還付申告を される方へ

還付申告書は、二月十六日以前でも各税務署で受付けておられますから、なるべく早く申告されますことをおすすめいたします。

◎還付金の口座振込みについて
所得税の還付を受けられる納税者には口座振込みをおすすめいたします。申告の際、納税者ご自身の預金口座番号が必要となります。

納税相談日の ご利用を!

確定申告の期間中、左記により「納税相談」が実施されますのでご利用ください。

- ◎営業、譲渡、贈与関係者
日時 三月五・六日午前九時三十分より午後四時まで
会場 役場二階研修室

固定資産課税 台帳の縦覧期間の 延期について

地方税法の規定による負担調整措置については、平成三年度法制改正においては改正される予定ですが、改正法案が国会において可決成立(三月下旬の見込み)するまでは未確定であるため、固定資産課税台帳の縦覧期間は四月中に延期となる予定です。四月六日、四月二十五日に延期となります。

農業用軽油 (春耕用)の 免税証を 交付します。

農業用軽油の免税証交付は、農協と軽油販売店で免税証交付申請の取りまとめをお願いし、一括申請による方法で免税証の交付を行います。

○交付申請書の提出時期
農協または販売店に取りまとめて共同申請する場合は、二月一日～二十八日までとします。早めに農協、または販売店へ申請を依頼してください。

個人で申請する場合は、三月中の毎週金曜日の午後には受け付けますので、役場で耕作証明願の手続きを終えてから新津財務事務所へ申請をしてください。

多くの来場を!



東京通産局管内(一都十県)の、むらおこし事業を実施した商工会が参加して、特産品の展示即売会が行なわれます。

むらおこし展開催内容
期日 二月六・八日 三日間
会場 横浜そごう